

(5) 蕨市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

蕨市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

蕨市立図書館設置及び管理条例施行規則（昭和54年蕨市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第9条」を「第8条」に、「より」を「基づき」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1号中「資料」の次に「(図書館法第3条第1号の図書館資料をいう。以下同じ。)」を加え、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条の表中「午後5時」を「午後10時」に改める。

第6条中「き損」を「毀損」に改める。

第2章の章名中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第7条中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第8条の見出しを「(個人貸出し)」に改め、同条第1項中「図書資料」を「図書館資料」に、「図書貸出券」を「図書館利用券」に改め、同条第2項中「図書貸出券」を「図書館利用券」に、「居住又は通勤、通学をしている」を「居住し、又は通勤し、若しくは通学する」に改める。

第9条の見出し中「貸出券」を「図書館利用券」に改め、同条第1項中「図書貸出券」を「図書館利用券」に改め、同条第2項中「図書貸出券」を「図書館利用券」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「図書貸出券」を「図書館利用券」に改める。

第10条の見出し中「と」を「及び」に改め、同条中「図書」を「図書資料(図書館資料のうち、視聴覚資料を除いたものをいう。以下同じ。)」に、「5冊」を「5冊」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の貸出し)

第10条の2 第8条第1項の規定により図書館利用券の交付を受けた者(市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者に限る。)は、電磁的記録であってインターネットを通じた利用が可能な図書資料(以下「電子書籍」という。)の貸出しを受けることができる。

2 電子書籍の貸出しは3点以内とし、期間は2週間以内とする。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。

第11条中「図書館で」を「図書館が」に、「図書、定期刊行物、記録類」を「図書館資料」に改める。

第12条の見出しを「(団体貸出し)」に改め、同条第1項中「図書」を「図書館資料」に改め、同条

第2項中「団体貸出を」を「団体貸出しを」に、「団体貸出券」を「団体図書館利用券」に改める。

第13条の見出し中「と」を「及び」に改め、同条第2項中「団体貸出」を「団体貸出し」に、「図書」を「図書館資料」に、「、運用」を「及び運用」に改める。

第14条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改め、同条中「図書の返納」を「図書館資料の返納」に、「個人貸出券、団体貸出券」を「図書館利用券又は団体図書館利用券(以下これらを「利用券」という。)」に、「一定」を「、一定」に、「図書の貸出し」を「図書館資料の貸出し」に、「貸出券を無効」を「利用券を無効」に、「ある」を「できる」に改める。

第15条の見出し中「と」を「及び」に改め、同条中「、数量」を「及び数量」に改める。

第16条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改め、同条第1項中「受けようとする者」を「受けることができる者」に、「個人団体ともに図書貸出券、団体貸出券」を「利用券」に、「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第17条第2項を削る。

第18条第2項中「取扱い」を「取り扱い」に改める。

第19条第1項中「「室等」」を「「読書室等」」に、「第8条第2項又は第12条第2項に規定する貸出券」を「利用券」に改め、同条第2項中「室等」を「読書室等」に、「図書貸出券又は団体貸出券」を「利用券」に改め、同条第3項中「室等」を「読書室等」に改め、同条第4項中「室等」を「読書室等」に改め、「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第22条管理系の項第6号中「図書」を「図書館資料」に改め、同項第9号中「読書室、会議室等」を「読書室等」に改め、同項第11号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改め、同条奉仕系の項第2号中「貸出」を「貸出し」に改め、同項第12号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定及び次項中「第10条ただし書」の次に「、第10条の2第2項ただし書」を加える改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

(蕨市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

- 2 蕨市教育委員会事務決裁規則(平成7年蕨市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
別表第2図書館の項中「第3条」を「第3条第1項」に、「貸出券」を「図書館利用券」に改め、「第10条ただし書」の次に「、第10条の2第2項ただし書」を加え、「貸出し冊数」を「貸出冊数」に、「図書の」を「図書館資料の」に、「貸出し券」を「図書館利用券及び団体図書館利用券」に、「室等」を「読書室、会議室等」に改める。